



真岡市新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店支援
プレミアム付飲食チケット『もおか食べチケ』第2弾



取扱店舗募集のご案内

真岡市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店を支援する事業「もおか食べチケ」の第2弾を実施することになりました。プレミアム率30%の飲食チケットです。第1弾同様、多くの店舗のご参加をお待ちしています。

★チケットの概要について★

チケットの内容	<ul style="list-style-type: none">・1シート6,500円分(500円券×13枚綴り)のチケットを、5,000円で販売します。プレミアム率は30%で、市が負担します。・市内の取扱店舗として登録した飲食店で利用できます。・購入限度額は1人当たり2シート10,000円とし、世帯の購入は4人分8シートを限度(世帯購入限度額は40,000円)とします。・総額5,000万円分(10,000シート)を販売します。
販売対象者	市民または市内通勤・通学の方
販売方法	引換はがきを持参し、市内郵便局(9局)で購入できます。
利用期間	令和2年12月1日(火)～令和3年3月21日(日)

★取扱店の申込みについて★

参加資格	次のいずれかに該当する飲食サービス業を営む事業所 ①真岡商工会議所会員及びにのみや商工会会員のうち、飲食業を営む事業者 ②市内に本店または主たる事業所をもつ飲食サービス業を営む事業者 ※日本標準産業分類における飲食サービス業を営む事業所が該当 ただし、公序良俗に反する場合は、参加を辞退していただくことがあります。
参加料	無料
申込方法	令和2年10月29日(木)までに、取扱店参加申込書(別紙)を、次のいずれかに持参またはFAXして下さい。 真岡市商工観光課(新庁舎4階)、真岡商工会議所、にのみや商工会 ※期限を過ぎると、チラシへの掲載ができなくなりますが、追加申込みは随時受け付けます(随時HPに店舗名を更新します)。 真岡市商工観光課 TEL 83-8643 FAX 83-0199 真岡商工会議所 TEL 82-3305 FAX 82-7967 にのみや商工会 TEL 74-0324 FAX 74-2737
広告宣伝	取扱店には、後日発送する取扱店舗を表示する短冊の掲示をしていただきます。 なお、11月13日(金)チラシ折込(オールポスト)を行います。
換金方法 ※第1弾と違います	<ul style="list-style-type: none">・利用済のチケット(裏面押印)及び換金請求書を、真岡信用組合(本店・荒町支店・長田支店)に持参してください。後日、指定の金融機関に振込いたします。 【換金期間】12月1日～令和3年3月31日 換金は期間内に8回までを限度とします。手数料はかかりません。

【事業についてのお問い合わせ】真岡市 産業部 商工観光課 商業係 (Tel83-8643)

取扱店における注意事項等(実施要綱抜粋)

真岡市商工観光課

取扱店は、次の事項を遵守していただくようお願いいたします

【遵守事項】

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、その目的が速やかにかつ効果的に実現されるよう努めなければならない。
- (2) 取扱店であることが消費者等に分かるよう、見やすい場所に市が作成する掲示物を設置すること。
- (3) チケットを持参した者に対し、取扱開始日からその有効期限に限り、券面記載の金額に相当する飲食サービスの提供等を行うものとする。
- (4) 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かる券、あるいは大量に持ち込まれるなど不正に使用されていることが明らかなチケットの受取りは拒否し、直ちに市に報告すること。
- (5) チケットを受け取った場合は、再利用や盗難を防止するため、速やかに券裏面に自らの印やスタンプ等を押印すること。
- (6) チケットの換金は市が指定する場所で行い、また換金以外の目的で使用してはならない。
- (7) チケットを現金及び現金に類するもの(他の商品券・ビール券・切手等)と交換してはならない。また、取り扱い出来ない商品がある場合は、店頭にて表示する等、個店にて対応しなくてはならない。
- (8) チケットでの買い物等の場合、つり銭は出さない。
- (9) チケット使用期間終了後、掲示物を撤去する。

【交換、譲渡及び売買の禁止】

取扱店は、チケットの交換、譲渡及び売買を行ってはいけない。

【資格の取り消し】

取扱店がこの要綱に違反する行為を行った場合、市は取扱店の資格を取り消すことができる。処分を受けた取扱店は、予め配布されたその他の書類等を速やかに返納するものとする。